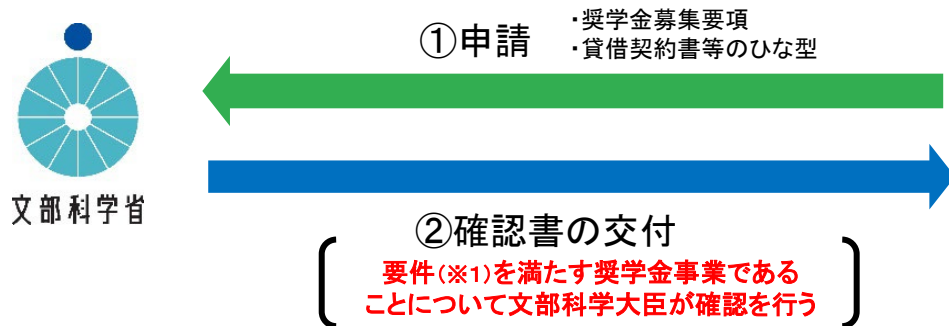


特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置

■制度概要

公益法人・学校法人等が実施する、経済的理由により修学困難な生徒又は学生に対する無利息等の条件で行われる奨学金貸与事業について、消費貸借契約書や借用証書等に係る印紙税を非課税とする（令和10年3月31日までの措置）。

■印紙税非課税のスキーム



※1 確認時の要件

- ①貸与対象者が高等学校段階以降の学校教育に属するものであること
- ②日本学生支援機構第二種学資金と同程度の家計基準を設けていること
- ③無利息であること
- ④貸与対象者を特定の法人等の従業者や親族に限定していないこと
- ⑤卒業後に貸与元法人への就職を条件とするなど直接的な利益をもたらす条件が課されていないこと

※2 印紙税課税額

契約書・借用証書等に記載されている金額	印紙税
・金額の記載がないもの又は10万円以下のもの	200円
・10万円を超え50万円以下のもの	400円
・50万円を超え100万円以下のもの	1,000円
・100万円を超え500万円以下のもの	2,000円
・500万円を超え1,000万円以下のもの	10,000円
・1,000万円を超え5,000万円以下のもの	20,000円

奨学金貸与事業者 ※学校法人、公益法人等



③契約・貸与

印紙税負担なし(※2、3参照)
・消費貸借契約書
・借用証書 等

奨学金被貸与者



※3 消費貸借契約書・借用証書等への記載

印紙税の非課税措置を受けるためには、文部科学大臣の確認を受けた上で、消費貸借契約書や借用証書等において、租税特別措置法第91条の3第2項の規定の適用により印紙税が課されない旨の表示が必要となります。